**杵築市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付要綱**

**（趣旨）**

**第１条　この要綱は、特殊詐欺等防止機能付き電話機及び機器（以下「電話機等」という。）の普及を促進し、大分県特殊詐欺等被害防止条例（令和元年大分県条例第37号）第２条に規定する特殊詐欺等による被害防止を図るため、電話機等の購入等に要した経費に対し、予算の範囲内において交付する杵築市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金（以下「補助金」という。）について、杵築市補助金等交付規則（平成１７年杵築市規則第３７号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。**

**（補助対象者）**

**第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。**

**(1) 杵築市内に住所を有し、かつ、居住していること。**

**(2) 補助金を申請した日において、満６５歳以上の者又は満６５歳以上の者と同一の世帯に属する者であること。**

**(3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。**

**(4) 同一世帯に属する者が、市税を滞納していないこと。**

**（補助対象電話機等）**

**第３条　補助金の交付の対象となる電話機等は、次の各号のいずれにも該当するものとす**

**る。**

**(1) 補助対象者が購入し、居住する住居に設置したもの**

**(2) 電話機又は電話機に容易に取り付けることが可能な外付け機器であって、次のい**

**ずれかの機能を有するもの**

**ア　電話の着信時に、相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中にその内**

**容を自動で録音する機能**

**イ　迷惑電話番号データベースに登録された情報等により、被害を引き起こす可能性**

**のある電話番号を自動で判別して、着信を拒否又は警告表示する機能**

**（補助金の額等）**

**第４条　補助金の額は、対象電話機等の購入及び設置に要する費用の合計額に３分の２を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10,000円を限度とする。**

**２　補助金の交付は、１世帯につき１回に限るものとする。**

**（補助金の交付申請）**

**第５条　補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、杵築市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請総額が予算額を超過する場合には申請締切り前であっても募集を終了する。**

**(1)　購入しようとする電話機等の機能及び見積金額が確認できる書類（カタログ、取扱説明書、販売価格の表示のある書面等）の写し**

**(2) 第２条を確認するための誓約書兼同意書（様式第２号）**

**(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類**

**（交付決定）**

**第６条　市長は、前条に規定する交付申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、杵築市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。**

**（補助金額の変更）**

**第７条　前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助利用者」という。）は、補助金額の変更を伴わない見積金額等の変更などの軽微な変更を除き、第５条の規定により提出した書類の内容に変更があった場合、市長に杵築市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付変更申請書（様式第４号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。**

**２　市長は、前項の規定による変更申請書を受理したときはその内容を審査し、承認の可否を決定し、その旨を杵築市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付（不交付）変更決定通知書（様式第５号）により、補助利用者に通知するものとする。**

**（実績報告兼補助金の請求）**

**第８条　補助利用者は、当該交付決定通知書を受けた日から起算して３０日以内又は当該年度の２月１０日のいずれか早い日までに、杵築市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金実績報告書兼請求書（様式第６号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。**

**(1) 領収書その他の支払をしたことを証する書類の写し（品名等が記載されているもの）**

**(2) 購入した電話機等の機能が確認できる書類（カタログ、取扱説明書等）の写し（交付申請書に添付したものと同一のときは省略）**

**(3) その他市長が必要と認める書類**

**（補助金の交付決定の取消し）**

**第９条　市長は、補助利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。**

**(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。**

**(2) その他市長が不適当と認めるとき。**

**（補助金の返還）**

**第１０条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助利用者に対し、その返還を命ずることができる。**

**（その他）**

**第１１条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。**

**附則**

**（施行期日等）**

**１　この告示は、公示の日から施行し、令和２年４月１日以後に購入した電話機等について適用する。**

**２　令和２年４月１日から公示の日までの間に電話機等を購入した者については、第５条第１号に規定する見積金額が確認できる書類を領収書その他の支払をしたことを証する書類の写しをもって替えることができる。**

**様式第１号（第５条関係）**

**杵築市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付申請書**

**年 　月　 日**

**杵築市長　　　　　　　　様**

**申請者**

**住 所**

**氏 名**

**電話番号**

**次のとおり特殊詐欺等防止機能付き電話機等を設置したいので、杵築市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付要綱第５条の規定により、補助金の交付を申請します。**

**記**

|  |  |
| --- | --- |
| **購入機器の製造メーカー及び製品名（型番等）※** | **メーカー名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）**  **製品名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）**  **□添付資料に購入機器が明確にわかるよう表示済み** |
| **購入及び設置に要する額** | **円** |
| **添付資料** | 1. **購入しようとする電話機等の機能及び見積金額が確認できる書類（カタログ、取扱説明書、販売価格の表示のある書面等）の写し** 2. **暴力団員等でないことの誓約書兼同意書（様式第２号）**   **（３）市長が必要と認める書類** |

**※購入機器のメーカー等の記入を省略する場合は、「添付資料に購入機器が明確にわかるよう表示済み」の欄にチェックした上で、添付資料のカタログなどにわかりやすく表示すること。**

**様式第２号（第５条関係）**

**誓約書兼同意書**

**私は、杵築市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金の申請に際し、下記の事項について誓約します。**

**なお、市が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。**

**また、私と同一世帯の住民基本台帳及び市税の納付状況を、本補助金の交付事務に必要な範囲において、市が調査閲覧することに同意します。**

**記**

**自己又は自己の世帯に属する者は、次の各号のいずれにも該当しません。**

**（１） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）**

**（２） 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）**

**（３） 暴力団員が役員となっている事業者**

**（４） 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者**

**（５） 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者**

**（６） 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者**

**（７） 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者**

**（８）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者**

**年　　　月　　　日**

**杵築市長　　　　　　　様**

**住　　所**

**（ふりがな）**

**氏 名**

**生年月日　　　　　　　　年　　　月　　　日**

**様式第３号（第６条関係）**

**杵築市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付（不交付）決定通知書**

**指令第　　　　号**

**年　　月　　日**

**様**

**杵築市長　 　　　　　　　　　印**

**年　　月　　日付けで申請のあった杵築市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金については、下記のとおり交付する（不交付とする）ことに決定したので、杵築市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付要綱第６条の規定により通知します。**

**記**

**１　補助金の名称　杵築市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金**

**２　交付決定額　　　　　　　円**

**（不交付の理由）**

**様式第４号（第７条関係）**

**杵築市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付変更申請書**

**年　　月　　日**

**杵築市長　　　　　　　　　様**

**申請者**

**住 所**

**氏 名**

**電話番号**

**年　　月　　日付け指令第　　　　号で補助金等交付決定のあった杵築市特殊詐欺等被害防止対策推進事業について、下記理由により変更したいので承認願いたく申請します。**

**記**

**１　計画変更の理由**

**２　変更内容**

**様式第５号（第７条関係）**

**杵築市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付(不交付)変更決定通知書**

**指令第　　　　　号**

**年　　月　　日**

**様**

**杵築市長　　　　　　　　　　印**

**年　　月　　日付けで申請のあった杵築市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付変更申請については、下記のとおり交付する（不交付とする）ことに決定したので、杵築市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付要綱第７条の２の規定により通知します。**

**記**

**１　補助金の名称　杵築市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金**

**２　交付決定額　　　　　　　　　　円**

**（不交付の理由）**

**様式第６号（第８条関係）**

**杵築市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金実績報告書兼請求書**

**年 　月 　日**

**杵築市長　　　　　　　　様**

**申請者**

**住 所**

**氏 名**

**電話番号**

**年　月　日付け指令第　　号で交付決定を受けた杵築市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金を次のとおり請求します。**

**記**

**１　請 求 額 　　　　　　　　　　　　円**

**２　添付書類**

**（１）領収書その他の支払をしたことを証する書類の写し（品名等が記載されているもの）**

**（２） 購入した電話機等の機能が確認できる書類（カタログ、取扱説明書等）の写し（交付申請書に添付のものと同一のときは省略）**

**（３）その他市長が必要と認める書類**

**３　振 込 先**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **金融機関名** |  | **支店等名** |  |
| **預金等の種類** | **□普通　□当座**  **□その他（　　　）** | **口座番号** |  |
| **フリガナ** |  | | |
| **口座名義人** |  | | |